

1 県民の農業及び農村に対する理解促進

(1) 背景・目的

本県の農業及び農村が持続的に発展していくためには、県民が、本県農業の特徴や農業及び農村の有する多面的機能、各般の農業及び農村施策に加え、農畜産物の持続的な供給の重要性などへの理解を深めていく必要があります。

(2) 取組状況

県ホームページをはじめ、各種メディアを積極的に活用し、本県の農業・農村施策等に関する情報提供を行うとともに、農業の魅力を伝える動画等を発信しました。

また、小中学生にパンフレットを配布するなど、本県農業の魅力発信や理解促進に向けた取組を推進しました。

(3) 成果

【広報活動の実績】

- ・ 広報誌 : 450 部
- ・ 県政広報番組：テレビ 7 回、動画 4 回、ラジオ 57 回 等

(4) 残った課題への対応

引き続き、本県農業の特徴や農業及び農村の有する多面的機能、各般の農業及び農村施策に加え、農畜産物の持続的な供給の重要性などへの県民の理解促進を図ります。

新たな「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」の策定

- 県では、「かごしま食と農の県民条例」に基づき基本方針を策定し、食、農業及び農村に関する各般の施策を講じてきています。こうした中、国の食料・農業・農村基本法の改正等を踏まえ、令和 7 年 3 月、県民条例の改正を行いました。このため、県民条例の改正を踏まえ、条例第 21 条の規定により、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値及び実施する施策について、令和 8 年度から令和 17 年度まで（10 年間）の基本方針を策定しました。
- 基本方針に盛り込んだ施策を講じることにより、農業の「稼ぐ力」を引き出し、本県農業の更なる発展を目指してまいります。

新たな方針の目標					
項 目	令和 6 年度 (基準年)	令和 17 年度 (目標年)	項 目	令和 6 年度 (基準年)	令和 17 年度 (目標年)
① 農業産出額	^(R6) 5,689億円	7,000億円	⑤ 担い手への農地集積率	^(R6) 47.9%	70%
② 1 経営体当たり生産農業所得	^(R6) 706万円	1,400万円	⑥ 食料自給率 (カロリーベース)	^(R5) 81%	90%
③ 担い手数	^(R5) 10,557経営体	8,500経営体	⑦ 県内産農畜産物の輸出額	^(R6) 250億円	^(R12) 475億円
④ 農用地区域内の農地面積	^(R6) 98.1千ha	95.5千ha	⑧ 有機農業の取組面積	^(R6) 1,603ha	^(R13) 2,000ha

「農業産出額」、「食料自給率」の動向

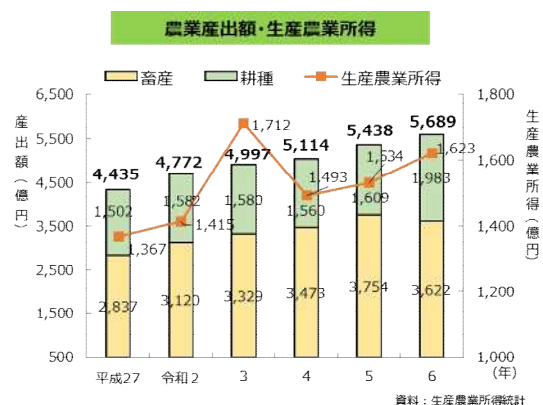
○ 農業産出額（R6 年）

本県の令和 6 年の農業産出額は、対前年 251 億円増の 5,689 億円で過去最高となり、8 年連続で全国第 2 位を堅持しています。

鶏卵について、鳥インフルエンザによる供給不足からの回復に伴い、価格が落ち着いた一方で、米や野菜の価格が上昇したことや、

基腐病が減少し、さつまいもの生産量が増加したこと、需要の増加に応じて茶の生産量が増加したこと等により、産出額は増加しました。

部門別では、耕種部門が 1,983 億円（前年差 374 億円増）、畜産部門が 3,622 億円（同 132 億円減）、加工農産物部門は 84 億円（同 9 億円増）となっています。



○ 食料自給率（R6 年度概算値）

本県の令和 6 年度の食料自給率（概算値）は、

- ・カロリーベース 78%（前年度差 3 ポイント減）
- ・生産額ベース 260%（前年度差 1 ポイント減）

となりました。

カロリーベースは、米やでん粉原料用さつまいもの生産量が減少したこと等によって減少し、生産額ベースは、でん粉原料用さつまいもの生産量が減少したこと等によって減少したものと考えられます。

2 食育及び地産地消

(1) 食育

ア 背景・目的

人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化等により、健全な食生活の実践や食文化の継承が課題となっていることから、ライフステージに応じた切れ目のない食育を推進するとともに、食や農林水産業への理解促進を図る必要があります。



食と農の指導者研修（土づくり体験）

イ 取組状況

- (ア) 学校における農林水産業体験活動を支援し、地域の農林水産業や食文化に対する理解促進を図りました。
- (イ) 子どもたちへの食育に携わる指導者を対象に、体験活動を通じた食育の推進、本県農業に対する理解促進等を図るため、研修会を実施しました。

ウ 成果

- (ア) 体験活動実施校：86 校、実施回数：147 回、参加人数：4,575 人となり、子どもたちの食や地域の農林水産業、食文化への理解促進に寄与しました。
- (イ) 「食と農の指導者研修」（参加者：52 人）を開催し、農林水産業への理解促進や資質向上につながりました。

エ 残った課題への対応

- (ア) ライフステージに応じた切れ目のない食育を推進するため、家庭、学校、地域、企業など、それぞれの場における食育の取組を推進します。
- (イ) 栄養バランス等に配慮した食生活を実践する人や20～30歳代で朝食を週5日以上食べる人の割合などを引き上げるため、「大人の食育」の取組を促進します。

(2) 地産地消

ア 背景・目的

都市圏への人口集中や都市化の進展に伴い、県民の食卓と農の生産現場との距離が遠くなる中、県民の生産現場への理解を深めるため、農業者と消費者との交流や県産農林水産物に関する情報発信を通じて、地産地消を推進する必要があります。



志学館大学「鹿児島茶のディフューザー開発」

イ 取組状況

- (ア) 県産農林水産物を積極的に活用している飲食店等を「かごしま地産地消推進店」として登録するとともに、地産地消の情報発信役である「地産地消推進サポーター」を登録し、情報提供等を通じて県産農林水産物への理解促進を図りました。
- (イ) 若い世代が県産食材への理解を深め、農林水産物の活用促進を図るため、県内学生を対象に、県産食材の新たな活用方法や効果的なPR方法等のアイデアを募集する「かごしまの食未来プロジェクト」を実施しました。

ウ 成果

- (ア) 「かごしま地産地消推進店」を新たに3店舗、「地産地消推進サポーター」を3人登録し、県産農林水産物の情報発信や地産地消の推進に寄与しました。
- (イ) 「かごしまの食未来プロジェクト」に9校28件の応募があり、採択した3つのプロジェクトの取組を支援し、県産食材を活用した新商品開発や情報発信等を通じて、若い世代の県産食材への理解促進につながりました。

エ 残った課題への対応

- (ア) 農業者と消費者との交流を促進するとともに、農林漁業体験等を通じた本県農林水産業への理解促進を図ります。
- (イ) ホームページやSNS等を活用した県産農林水産物や郷土料理等に関する情報発信を推進し、県産農林水産物の認知度向上を図ります。

3 安全で安心な農畜産物の安定供給及び農業資材の確保

(1) 食の安全・安心対策

ア 背景・目的

- (ア) 一般消費者の適切な商品選択に資する目的で、食品表示法においては食品表示基準が定められています。同基準に基づき、食品表示等の適正化を推進する必要があります。
- (イ) 地域や職域等における食の安心・安全に関する情報の共有や意見交換を行うリスクコミュニケーションを通して、地域における食の安心・安全に関する理解を促進する必要があります。
- (ウ) かごしまの農林水産物認証制度は、本県農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するため、平成 16 年に創設され、令和 7 年度から、国際水準 G A P ガイドライン（農林水産省策定、令和 4 年 3 月）に準拠した新たな基準による運用を開始しました。

新たな基準の制度の周知により、新基準への移行を円滑に行うとともに、県認証制度の認知度向上を図ることが必要です。



小売店での実態調査

イ 取組状況

- (ア) 食品関連事業者への食品表示実態調査を実施しました。
- (イ) 食の安心・安全に関する情報共有・意見交換会等を行うリスクコミュニケーションを実施しました。
- (ウ) 制度の周知を行うため、各地域で説明会を行うとともに、新たなかごしまの農林水産物認証制度（以下「K-G A P」という）導入マニュアル(500 部)を作成し、指導機関、団体へ配布しました。



P R フェアでの認証品を活用した料理の提供

また、認証制度の消費者等への認知度向上を図るため、鹿児島市で K-G A P の P R フェアを開催しました。

ウ 成果

- (ア) 食品関連事業者への実態調査を 197 件実施した結果、適正率は 94.6% でした。不適正表示については、是正を指導し、適正表示の推進に努めました。

- (イ) 食の安心・安全についての研修会や意見交換会を実施し（２回、計４５名参加）、生産や製造工程における安心安全の取組の理解促進につながりました。
- (ウ) 新基準（K－G A P）による認証が１０件行われました。

エ 残った課題への対応

- (ア) 食品関連事業者を対象に食品表示実態調査を行うとともに、食品表示法の普及・啓発に取り組みます。
- (イ) 食品関連事業者等と連携し、若い世代を対象とした食の安心・安全について自主的に取り組む研修会や意見交換会等の活性化に努めます。
- (ウ) 新基準（K－G A P）への移行が円滑に行われるよう、引き続き、制度説明会を開催するとともに、認知度向上を図るためにP Rフェア等を開催します。

K－G A P（国際水準G A P）新制度運用開始

- 令和７年８月から国際水準G A Pに準拠した新しい基準による申請受付を開始しました。新制度による認証は、令和８年８月末時点で１４件です。
- 新基準による認証者がK－G A Pの表示ができるように公募により新たにロゴマークを作成しました。



K－GAP ロゴマーク

(2) 農業資材の確保に向けた地域資源の活用等

ア 肥料

(7) 背景・目的

肥料原料の輸入価格は、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、不安定な世界情勢の影響等により、高止まりが続いています。我が国では、肥料原料の大半を輸入に依存していることから、農業産出額の約6割を畜産が占める本県としては、豊富に存在する家畜排せつ物をはじめ、さとうきび残渣や下水汚泥などの地域資源を肥料として有効活用する必要があります。

(4) 取組状況

県では、堆肥などの地域資源の活用を進めるため、堆肥を活用した土づくりや、堆肥の利用等を推進する研修会の開催（2回、84人参加）、ペレット堆肥製造施設の整備などを支援しています。

また、県農業開発総合センターにおいて、化学肥料と家畜ふん堆肥を混合した堆肥入り肥料や、下水汚泥を原料とした肥料の施用効果を確認するための試験を行っています。



堆肥腐熟度判定研修会

(5) 成果

県農業開発総合センターにおいて、令和4年度から、堆肥入り肥料の施肥試験を実施しており、慣行の化学肥料と同等の効果が得られることを確認しました。

また、下水汚泥肥料の施肥試験については、速効性窒素肥料やりん酸質肥料が化学肥料代替として利用可能であり、10年連用しても収穫物中のカドミウム含量や収量は慣行栽培と同等であることも明らかにしています。

(6) 残った課題への対応

国内肥料資源の発生量及び利用状況の実態把握、広域流通させるための堆肥化やペレット化の施設整備支援を推進していきます。

イ 飼料

(7) 背景・目的

配合飼料価格は、国際的な穀物需要の増加や、外国為替の影響により高止まりし、令和8年1～3月期の配合飼料価格は、トン当たり9.6万円台となっており、畜産経営を圧迫しています。このため、輸入飼料価格の変動リスクを軽減する観点から、自給飼料の確保・増産が重要です。

(4) 取組状況

自給飼料の増産を図るため、品種選定・収量向上に向けた栽培実証や、飼料作付面積の拡大に必要な経費等への支援を行いました。また、労働負担の軽減を図るため、飼料生産の外部化を推進しており、飼料生産組織の受託面積の拡大に必要な経費等への支援を行いました。



実証ほ現地検討会

(ウ) 成果

12 か所で栽培実証等を行い、各地域の実情に応じた飼料作物の品種選定や、単収向上技術の普及を図りました。また、飼料作物の作付面積が 148ha、飼料生産組織等の受託面積が 44ha 拡大しました。

(エ) 残った課題への対応

引き続き、配合飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、自給飼料増産に向けた取組等を推進します。

資材価格高騰への対応

- 不安定な世界情勢や円安等に伴い、燃料、肥料、飼料などの生産資材価格が高止まりしています。

【価格指数】（農林水産省「農業物価統計」令和2年（100）に対する、令和8年6月時点）

- ・ 燃料（A重油）：185.5
- ・ 肥料：146.3
- ・ 飼料：144.8
- ・ 農業用ビニール：152.2

- 県では、資材価格の高騰による農業者負担の軽減を図るため、令和8年度当初予算により以下の支援を実施しています。

- ・ 燃料
燃料使用量の削減につながるヒートポンプなど省エネ機械等の導入支援や、施設園芸や茶が対象となっている国のセーフティネット事業に加入する生産者が負担する経費を一部支援
- ・ 肥料
化学肥料の使用量を低減するため、土壌診断に基づく適正施肥や堆肥による土づくりなどの普及・指導、国の事業を活用したペレット堆肥製造施設の整備支援等
- ・ 飼料等家畜用資材
配合飼料に係る国のセーフティネット事業に加入している農業者が負担する経費を一部支援。また、家畜の飼養に必要な医薬品等の高止まりに対応し、経費の一部を支援。
- ・ 被覆資材
既存の農業用ハウスの長寿命化の取組を支援

4 環境への負荷の低減

(1) 背景・目的

令和5年3月に県内全市町村と共同で策定した「鹿児島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」で掲げた化学農薬及び化学肥料使用量の低減、有機農業の取組面積拡大などの環境負荷低減の目標の達成に向けた取組を推進する必要があります。

(2) 取組状況

ア 有機農業の推進

農業生産に由来する環境への負荷を低減した生産方法である有機農業を推進するため、生産から消費まで一貫して地域ぐるみで有機農業に取り組む1市に対して、有機農業技術の実証や学校給食への有機農産物の納入などの取組を支援しました。

また、新たに有機農業に取り組む農業者への支援や消費者の理解促進に向けた広報活動などを行うとともに、有機JAS認証取得を希望する農業者を支援するため、県の普及指導員や市町村及び農協職員の計16人を新たに有機JAS指導員として育成しました。

イ 環境保全型農業の推進

国の交付金を活用し、化学肥料、化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う生物多様性保全等に効果の高い営農活動を促進しました。

ウ みどりの食料システム法に基づく認定制度の推進

環境負荷の低減に取り組む農業者が5年間の事業計画を作成し、県知事が認定する制度（以下、「みどり認定」という。）を推進するため、令和7年7月に、みどりトータルサポートチームを設立し、みどり認定農業者等を対象に、関係機関・団体が連携し、生産面や販売面の課題解決に向けた助言・指導等を行いました。

(3) 成果

ア 有機農業

有機農業の取組面積は、1,821haとなりました。

【有機農業の取組面積】

(単位：ha)

年 度	R 元 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
取組面積	999	1,190	1,229	1,306	1,603	1,821

イ 環境保全型農業

国の交付金を活用し、26市町村の1,925haにおいて有機農業や、緑肥・堆肥の施用などの取組が展開されました。

【交付金を活用した環境保全型農業の実施状況（令和 7 年度）】

市町村数	件数	取組面積（ha）			
			有機農業	緑肥の施用	堆肥の施用
26	53	1,925	1,393	190	343

ウ みどりの食料システム法に基づく認定

みどり認定については、令和 8 年 3 月末までに計 509 人を認定しました。

（４）残った課題への対応

引き続き、生産から消費まで一貫し地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等や新たに有機農業に取り組む農業者への支援に取り組めます。

5 担い手の確保及び育成

(1) 新たに就農しようとする者の技術・経営方法の習得

ア 背景・目的

本県の新規就農者数は、少子高齢化の進展や人手不足の深刻化により、他産業との人材獲得競争が激化する中、年々、減少傾向にあります。

農業就業人口の減少に対応していくためには、若い世代をはじめとする幅広い世代に農業の魅力を伝え、地域農業の担い手となることが期待される新規就農者を確保・育成する必要があります。

イ 取組状況

県では、関係機関・団体と連携し、①就農希望者に対して、就農に向けた不安を解消するため、就農・就業相談対応（305 件）や、社会人等の新たな人材を就農に導くための就農支援研修の開催（60 人参加）、②就農準備者に対して、農業大学校、農業高校におけるスマート農業などの実践教育・研修の充実、円滑な第三者経営継承に向けたマッチング支援や研修会の開催、就農準備資金の交付（59 人）、③新規就農者に対して、認定新規就農者となるための青年等就農計画の作成支援や経営開始資金の交付（318 人）、機械・施設等の導入（33 件）等の支援のほか、現地就農トレーナーによる技術・経営の助言・指導等の支援を実施してきたところです。

また、幅広い世代に農業への関心を持っていただくため、小中学生に対して、農業の魅力を発信するパンフレットの作成・配布を行いました。



就農・就業相談会時の
事例発表の様子

ウ 成果

令和 6 年度における新規就農者は 165 人、認定新規就農者は 520 件（新規認定：91 件）となっています。

（単位：人、件）

区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
新規就農者数	229	218	229	203	165
認定新規就農者数	518	498	537	526	520

エ 残った課題への対応

引き続き、関係機関・団体と連携し、就農支援の体制づくりなど、就農促進に向けた取組を一体的に推進し、本県農業を支える新規就農者の確保・育成を図ります。

(2) 意欲のある農業者の経営発展

ア 背景・目的

本県の農業経営体数は、高齢化の進展等により、年々減少しています。

本県農業を持続的に発展させていくためには、引き続き、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者や認定新規就農者などの担い手を確保・育成する必要があります。

イ 取組状況

県では、「かごしま農業経営・就農支援センター」を中心に、税理士等の専門家派遣（21 経営体に 33 回派遣）や、研修会・個別相談会の開催（9 地区・10 回）など、法人化や経営継承等への支援を行いました。

また、経営発展や法人化を目指す担い手に対して、経営ノウハウを学ぶ「かごしま農業次世代トップリーダー塾」の開催（1 回）や、地域農業を支える企業的農業法人の育成を支援する「農業経営革新ビジネスプラン作成講座」（全 6 回）を開催するなど、担い手の経営発展支援に取り組みました。

さらに、企業等の農業参入を促進するため、相談窓口による助言・指導を行いました（18 件）。



ビジネスプラン作成講座におけるグループワークの様子

ウ 成果

令和 6 年度における担い手は 10,830 経営体を確保しています（令和 7 年度目標：1 万経営体）。

また、令和 6 年 12 月末現在で農業に参入している企業等は、205 社となっています。

(人、件)

区 分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	目標 (R7)
担い手	10,826	10,782	11,101	11,093	10,567	10,557	10,830	10,000
認定農業者	8,075	7,914	7,866	7,644	7,588	7,508	7,318	
うち個人	6,883	6,688	6,613	6,379	6,283	6,200	5,996	
うち法人	1,192	1,226	1,253	1,265	1,305	1,308	1,322	
認定新規就農者	625	563	532	511	537	526	520	
集落営農経営	35	33	31	30	25	25	24	
その他	2,091	2,272	2,672	2,908	2,417	2,498	2,968	

エ 残った課題への対応

引き続き、意欲ある農業者の経営発展や企業等の農業参入を促進するため、農業経営の法人化、企業的農業法人の育成、企業等の農業参入の相談対応や受入市町村とのマッチング支援など、担い手の確保や経営発展につながる研修会の開催等を行います。

「第27回全国農業担い手サミット in かごしま」の開催

- 令和7年10月、県内外から約1,900人の農業者等に御参加をいただき、大会1日目は、全国優良経営体表彰の表彰式やパネルトーク等の記念式典（鹿児島市）と、県内6地域に分かれて情報交換会、2日目は34コースでの現地研修会を実施しました。
- 本大会を通じて、全国の農業者との相互研鑽・交流が図られるとともに、本県の農業をはじめ、豊かな自然や食、歴史、文化、特産品など多彩な魅力を発信しました。



大会会長あいさつ

(3) 多様な農業者による農業生産活動等の促進

ア 背景・目的

本県の農業経営体数は、高齢化の進展等により、年々減少していることから、本県農業を持続的に発展させていくためには、高齢農業者や女性農業者、集落を基礎とした農業者組織など多様な農業者による農業生産活動の促進を図る必要があります。

イ 取組状況

高齢農業者の農作業事故防止に向け、農作業事故ゼロ運動を実施し、リーフレット・ポスター・ステッカーの配布や新聞、ラジオ、ホ

ームページ等による啓発活動を展開しました。

女性農業者に対しては、経営感覚に優れた次世代リーダーを育成する「若手・女性農業者農業経営スキルアップ講座」を開催し、女性農業者の主体的な農業経営の参画を支援しました（3回、延べ71人参加）。

また、集落営農組織や関係機関を対象に研修会を開催し、人材育成・定着や経営戦略の強化に取り組むとともに、集落営農活性化プロジェクト促進事業を活用し、集落営農のビジョンづくりや人材確保を支援しました。



集落営農研修会の様子

ウ 成果

認定農業者のうち高齢農業者、女性農業者、集落営農数の合計は直近R6年では1,700経営体以上を確保しています。

（単位：経営体）

区 分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
認定農業者	8,075	7,914	7,866	7,644	7,588	7,508	7,318
①70歳代以上認定農業者	796	915	995	1,036	1,091	1,146	1,136
②女性の認定農業者	555	546	513	480	508	494	502
単独申請（女性）	285	288	283	288	262	293	289
共同申請（夫婦）	270	258	230	192	246	201	213
③集落営農数	110	110	107	104	95	93	93
①＋②＋③	1,461	1,571	1,615	1,620	1,694	1,733	1,731

また、地域農業を牽引する女性農業経営士は、年々増加し、農業経営や地域活動への参画が促進され、リーダー育成が図られています。

（単位：人）

区 分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
女性農業経営士（新規認定数）	15	18	9	10	11	13	14

エ 残った課題への対応

地域営農の持続的な展開を図るため、高齢農業者が長く働ける環境の整備や、女性農業者も含めた多様な人材の確保に向けた取組を推進していきます。

また、個別経営の担い手が少ない地域では、集落営農の組織化・法人化の取組を支援していきます。

6 農業経営の支援を行う者の確保

(1) 背景・目的

本県の農林業分野における令和7年度の有効求人倍率は、全職業平均1.00倍に対し、1.73倍と高く、人手不足が深刻な状況にあることから、農業の持続的な発展を図るためには、地域農業を支える多様な人材を確保・育成する必要があります。

(2) 取組状況

県では、「鹿児島県農業労働力支援センター」を中心に、農業法人等の労働力確保に関する相談対応(65件)や、各種情報の収集・発信等(135件)を実施したほか、農業人材確保に関する研修会を開催(1回)しました。

また、求人・求職者のマッチングに向けた支援のほか、外国人材の活用促進に向け、派遣特定技能の活用を促進するモデル的な取組を支援(9経営体)しました。

さらに、農業支援サービス事業者の活動促進に向け、農業者や農業法人等17事業者に対し、ロボット田植え機やコンバイン、ドローン等の防除作業等の受託サービスの提供に必要な農業機械の導入等を支援しました。



農業人材確保・育成対策研修会の様子

(3) 成果

労働力確保に関する相談対応や情報提供、派遣特定技能の受入促進等により、農業法人等の労働力確保につながるとともに、特定技能の活用促進が図られました。

作業受託に必要な農業機械の導入等により、農業支援サービス事業者の確保が図られました。

(4) 残った課題への対応

引き続き、「県農業労働力支援センター」と連携し、農業経営の支援を行うとともに、外国人材の円滑な受入れ促進や農業支援サービス事業者の活動促進など、多様な人材の確保・定着推進に向けた取組等を行います。

7 農地の有効利用及び確保

(1) 背景・目的

- ア 市町村において地域の将来の農業の在り方を定めた「地域計画」が策定されたが、将来の受け手がいない農地が 36% あります (R7 調査)。
- イ 農業従事者の減少や高齢化が進む中、生産性の向上や担い手の規模拡大、荒廃農地の解消・発生防止のため、「地域計画」のブラッシュアップ（見直し）により、担い手への農地の集積・集約化を図る必要があります。

(2) 取組状況

担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理事業※の活用、機構集積協力金交付事業や基盤整備事業の実施、所有者不明農地制度の活用、荒廃農地の発生防止・解消対策などに関係機関・団体一体となって取り組みました。

※ 農地バンクが所有者(出し手)から農地を借受け、耕作を希望する者(受け手)に貸付けを行うこと。

【農地中間管理事業の貸借面積の推移】

年度	H26～R4	R5	R6	R7	R7/R6
面積 (ha)	16,205	2,033	1,962	4,677	238%
累計	16,205	18,238	20,200	24,877	—

(3) 成果

令和7年度の「担い手への農地集積率」は、昨年度から 0.3 ポイント増加の 48.2% となりました。(R7 目標：90%)

【耕地面積に占める担い手が経営する農地面積の割合（農地の集積率）】

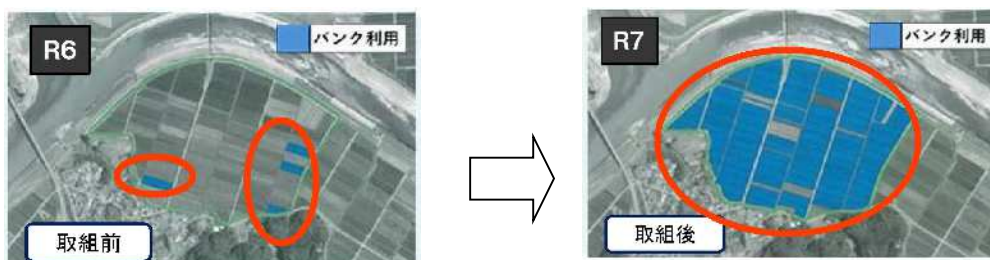
年度	H26	R4	R5	R6	R7
割合 (%)	39.4	45.5	47.1	47.9	48.2

農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積

伊佐市曾木地区では、大規模水稻農家と関係機関・団体が協力し、農地所有者や担い手への訪問、若手農家との話し合いの場を設定する等の活動により、農地バンクを通じた貸借を働きかけ、農地中間管理事業の活用につながったところです。

< 農地中間管理事業の活用状況 >

R6 : 0.9ha (活用率 : 3.7%) → R7 : 22.9ha (活用率 : 92.0%)



(4) 残った課題への対応

引き続き、担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農地中間管理事業の活用や各種施策の推進、荒廃農地の発生防止・解消に取り組みます。

8 農業生産の基盤の整備及び保全

(1) 基盤整備

ア 背景・目的

農業の担い手の確保及び育成並びに農業の生産性向上を図るには、良好な営農条件を備えた農地や農業用水を確保しつつ、農業生産活動が継続的に行われるための基盤を整備する必要があります。

国においては、令和7年度から令和11年度までを農業構造転換集中対策期間としており、県においても、食料安全保障の確保や農業の生産基盤の強化等を推進するため、農地の大区画化や中山間地域におけるきめ細かな整備等を実施する必要があります。

イ 取組状況

生産性の高い農業生産基盤の整備等を推進するため162地区で、ほ場整備96ha（畑40ha、水田56ha）、畑地かんがい182ha等を実施しました。

ウ 成果

農地の区画拡大等を行うほ場整備は、農作業の機械化・省力化を可能とし、労働時間の短縮や担い手への農地の集積・集約化による農業生産性の向上につながっています。また、畑地かんがい施設等の整備は、農作物の収益増加及び品質向上に加え、高収益作物への転換が可能となり、土地生産性の向上が図られるなど、農業生産の自由度を高めています。

エ 残った課題への対応

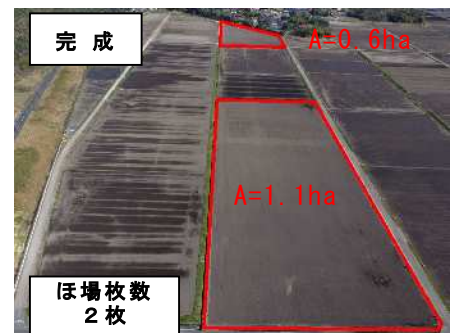
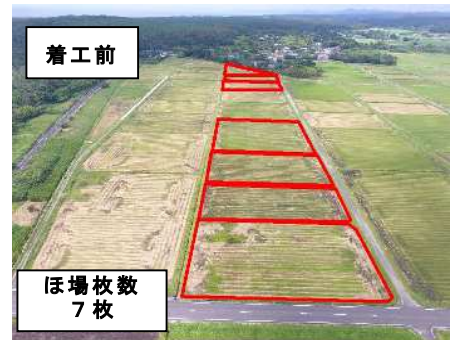
農業者の急速な減少及び高齢化が進行する中、良好な営農条件を備えた農地を確保し、生産性向上を図るには、担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に資する基盤整備を推進する必要があります。

地域計画と連携しつつ、畦畔除去等の簡易整備を含む農地の大区画化、更なる大区画化を見据えた農地の均平化、用排水路の管路化等の基盤整備を推進し、担い手への農地の集積・集約化を加速させます。

また、スマート農業技術の導入促進に向け、営農上負担となっている水管理・草刈り等の管理作業の省力化を図るため、自動給水栓や水路のパイプライン化等を推進します。

農地の大区画化（スマート農業に対応した基盤整備を開始）

- 令和 7 年度からスマート農業技術の導入等に資する基盤整備を推進するためのモデル地区として、南さつま市金峰町において、畦畔除去による区画拡大や自動給水栓の設置等を行う「スマート農業基盤整備モデル事業 金峰地区」の整備を開始しました。
- 令和 7 年度は畦畔除去や排水路の暗渠化等の区画整理を 1.7ha 実施し、令和 8 年度からは水管理省力化のための I C T 水管理システム対応の自動給水栓の設置等を行う予定としています。
- これまで、県内外から延べ 92 名が視察に來られており、当該モデル地区の取組を契機として、さまざまな地域においてスマート農業の普及・推進が図られることが期待されます。



国営沖永良部土地改良事業完工式の開催

- 令和 7 年 11 月 6 日、知名町において、九州農政局主催で国営沖永良部土地改良事業完工式が開催され、国、県、和泊町、知名町、沖永良部土地改良区などから 63 名が出席しました。
- 式典では、農林水産大臣（農村振興局次長代読）から「農業用水が安定的に供給され、地域の特色を生かした農業が持続的に営まれることを祈念する」と挨拶があり、国による事業経過報告に続き、知事（寺田副知事代読）が事業の推進に尽力された関係者の皆様へ感謝の意を表す祝辞を述べました。
- 関連する県営事業は、令和 10 年度の完了を目指して、末端の畑地かんがい施設等の整備を進めています。
- 今後は、畑地かんがい用水を利用した高収益作物の導入や計画的な生産が展開され、『稼ぐ力』の向上につながることを期待されます。



（２）農業水利施設等の保全管理

ア 背景・目的

農業従事者の減少や高齢化が進行する中、県内にある農業水利施設の老朽化が進行し、パイプラインの漏水やポンプ設備の機能停止等の突発事故が年々増加していることから、食料の安定生産を保持するため、施設の長寿命化対策を推進する必要があります。

国においては、令和８年度から令和１２年度までを第１次国土強靱化実施中期計画の計画期間としており、県においても、防災インフラの整備・管理に関する施策に位置づけられた農業水利施設等の保全対策を着実に推進する必要があります。

イ 取組状況

県が策定した「土地改良施設ストックマネジメント実施方針」に基づき、市町村が策定する「市町村土地改良施設インフラ長寿命化計画（行動計画）」を踏まえ、土地改良区等による日常点検や施設監視を行いながら、補修・更新等の対策工事を実施しています。

ウ 成果

第２期行動計画（Ｒ３～Ｒ７）の対象となる農業水利施設が７７５施設あり、７１６施設（９２％）の機能診断を実施し、機能保全計画を策定しており、４３４施設（５６％）が保全対策工事に着手しています。

令和７年度末で期限を迎えた行動計画について、各施設の老朽化の状況を把握し、緊急性や優先度を踏まえ、第３期行動計画を策定しました。

エ 残った課題への対応

第３期行動計画（Ｒ８～Ｒ１２）で新たに追加された施設について、機能診断等を行い、計画的な保全対策に取り組みます。

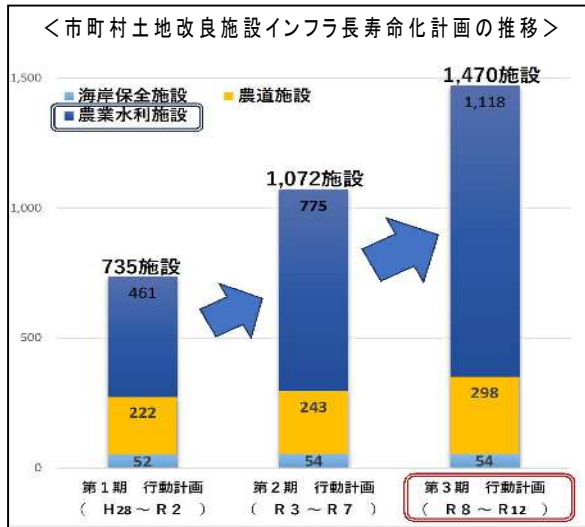
これらの農業水利施設を管理する土地改良区の体制強化を図るため、水土里ビジョン（連携管理保全計画）の策定を推進します。

市町村土地改良施設インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定

○ 令和 7 年度は、施設管理者である市町村や土地改良区と連携し、第 3 期行動計画を策定しました。

○ 第 3 期行動計画では、対象施設が 1,470 施設に増加し、近年整備が進む農業水利施設を中心に計画的な保全対策に取り組みます。

○ 農業水利施設のほか、農道施設等についても、第 3 期行動計画に基づき施設の劣化状態を予測しながら、限られた予算の範囲で補修・更新等の対策工事を実施し、ライフサイクルコストの低減を図ります。



保全対策工事实施中の伊唐大橋（農道橋）

9 生産振興、販売、流通等

(1) 需要に応じた収益性の高い農畜産物に係る情報の把握等

ア 背景・目的

マーケットインの発想による県産品の高付加価値化や販路拡大を促進するため、大消費地の市場動向等の情報を迅速かつ的確に産地へ伝える必要があります。

イ 取組状況

大消費地における青果物等の需要や消費者ニーズ、競合産地の生産・流通状況、県外での販売促進活動等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、新聞連載やかごしまの食ウェブサイト、SNS等を活用し、県内外のイベント情報や産地情報などを発信しました。



【かごしまの食ウェブサイト】

ウ 成果

県内外の消費者および実需者に産地・イベント情報等を発信したことでフォロワー数が約2,200人増加し、本県農畜産物に対する理解促進が図られました。

エ 残った課題への対応

引き続き、大消費地ならではの情報収集に努めるとともに、かごしまの食ウェブサイト等を活用し、イベント情報や産地情報などの効率的・効果的な情報発信に取り組みます

(2) かごしまブランドの確立及び産地の育成

ア 背景・目的

「かごしまブランド」確立運動を展開し、安心・安全で品質の良い農畜産物を計画的・安定的に供給するための「産地づくり」と、県産農畜産物のイメージアップによる「販路拡大」を一体的に進める「かごしまブランド」確立運動を展開する必要があります。

イ 取組状況

各種会議等を通じてかごしまブランド制度を周知するとともに、販売力強化を図るため農畜産物等流通研修会を開催しました。

また、消費地での合同査定会を開催し、市場関係者からの評価結果を産地と共有し、生産体制強化に向けた取組を支援しました。

将来、県産食材の実需者となる調理師専門学校等の学生を対象に、体験授業やレシピコンテ



農畜産物等流通研修会



合同査定会

ストの開催を通じて、かごしまブランド産品など県産食材の認知度向上を図りました。

ウ 成果

令和8年3月末時点で、28品目において、野菜21、果物16、花き5、お茶92（うち新規1）など計160団体のかごしまブランド団体を認定しました。



調理師専門学校での
体験授業

また、かごしまブランド確立に向けた産地づくり、消費者に向けた認知度向上や販売促進が図られ、かごしまブランド産品販売額が令和元年度比106%（R6）となりました（R9目標111%）。

エ 残った課題への対応

引き続き、かごしまブランド産品の価値の維持・向上に向け、県産の安心・安全で品質の良い農畜産物を計画的・安定的に供給できる産地づくりと、県産農畜産物のイメージアップによる販路拡大を一体的に行います。

（3）農畜産物の生産振興

ア 米

（7）背景・目的

近年の気候変動の影響により、登熟期の高温による品質低下が問題となっていることから、高温による品質低下を受けにくく、収量性の高い品種の育成に取り組む必要があります。

また、本県の水田の耕地利用率（R6）は97.3%と、九州平均の115.6%を下回っており、水田の収益力の強化が課題となっています。

そのため、産地交付金を活用するなど、稲作農家の経営安定と本県の特色を生かした生産性の高い水田農業の確立に取り組む必要があります。

（イ）取組状況

a 研修会を通じて令和7年産から一般栽培が開始された「あきの舞」の栽培技術の向上や、近年、作付面積が著しく増加している、高温期の登熟性に優れる「なつほのか」の高品質化に向けた適正な水管理等の取組を推進し、関係機関・団体と一体となって栽培技術の高位平準化に取り組みました。

b 需要に応じた主食用米の生産を基本に、水田活用の直接支払交付金等を活用し、地場産業との連携による加工用米や、耕畜連携による飼料用米・飼料作物の作付を推進しました。

また、地域農業再生協議会と連携して、水田裏作における野菜や麦、飼料作物の生産など、稲作農家の経営安定と生産性の高い水田農業確立の取組を推進しました。

(ウ) 成果

県育成の良食味品種「なつほのか」の作付拡大が進み、「あきほなみ」は（一財）日本穀物検定協会が実施する「米の食味ランキング」で3年連続11回目の最高評価「特A」を獲得しました（県北地区産）。

一方で、各地域農業再生協議会と連携し、本県に交付された水田活用の直接支払交付金等及び畑作物の直接支払交付金を活用した主食用米や飼料用米など需要に応じた生産の取組を行ったものの、主食用米の価格の高騰により、飼料用米や加工用米の作付が減少し、主食用米の面積が増加しました。

【「なつほのか」、「あきの舞」の作付面積の推移】

（単位：ha、％）

	R 5 年	R 6 年	R 7 年	R 7 / R 6
なつほのか （早期水稻に占める割合）	900 (22.9)	941 (24.4)	1,345 (31.6)	142.9
あきの舞 （普通期水稻に占める割合）	—	2 (0.0)	328 (2.3)	16400.0

（県農産園芸課）

【「あきほなみ」の食味ランキング結果】

食味ランキング結果	H25～R 2	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
あきほなみ	特 A	A	A	特 A	特 A	特 A

（日本穀物検定協会）

【経営所得安定対策等に係る交付実績】

（単位：億円、％）

	R 6 年度	R 7 年度	R 7 / R 6
交付金額	69.0	58.7	85.1
①水田活用の直接支払交付金等	65.9	55.2	83.8
②畑作物の直接支払交付金	3.1	3.5	112.9

（農林水産省）

(エ) 残った課題への対応

引き続き、高温による品質低下を受けにくく、収量性の高い県育成品種の普及を進めます。また、需要に応じた主食用米の生産を推進するとともに、水田活用の直接支払交付金等を活用し、加工用米や飼料用米、飼料作物の推進に取り組みます。

稲作農家の経営安定と生産性の高い水田農業を確立するため、地域農業再生協議会と連携し、水田裏作における野菜や麦、飼料作物などの生産に対する支援を行います。

米の価格高騰と消費拡大に向けた取組

- 令和6年夏の端境期において、生産量が需要量に対して不足し、台風等に伴う購買量の増加により、令和7年の米の小売価格が前年の約2倍に高騰しました。

令和7年産の主食用米の相対取引価格は過去最高を更新し、農業者の生産意欲の向上につながる一方、消費者の米の買い控え、米離れが懸念されたところです。

このため、県米・麦等対策協議会や関係機関・団体と連携し、各種イベント等を通じ、米の消費拡大に取り組みました。



「あきの舞」のPR

- 県育成品種「あきの舞」について、飲食店におけるフェアの開催やアンケートを実施し、県産米の認知度向上や消費拡大の取組を行いました。

また、幼稚園等で「親子であったかおにぎり教室」を開催し、お米についての知識やお米を中心とした食生活の大切さを知ってもらう取組も行いました。



親子であったかおにぎり教室

【相対取引価格の推移(令和3年産～令和7年産)】



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」
 注1：運賃、包装代、消費税込価格を含む1等米の価格である。
 注2：グラフ左側の年産平均価格は、当該年度の産出量から翌年10月まで（7年産は産出量から令和8年5月までの速報値）の通年平均価格、右側は月ごとの価格の推移。

イ さつまいも

(7) 背景・目的

さつまいもは、本県普通畑の約 15%に作付けされ、でん粉・焼酎の原料用や青果用、加工用などに利用されています。

原料用さつまいもを計画的かつ安定的に確保するため、栽培面積の確保、単収向上、契約取引の促進、サツマイモ基腐病対策を推進する必要があります。

(4) 取組状況

さつまいもの生産安定を図るため、サツマイモ基腐病対策研修会(82回、1,416人参加)やさつまいも増産推進研修会(1回、201人参加)の開催、令和8年産サツマイモ基腐病対策の防除暦や、啓発ポスターの作成・配布(防除暦9,770部、ポスター900部)を行いました。

でん粉原料用や焼酎原料用など用途別の需要に応じた計画生産を推進するため、「原料用さつまいもの確保対策等に係る情報交換会」の開催(2回)などにより、農業者と実需者の契約取引を推進しました。

また、サツマイモ基腐病対策として、種いもの蒸熱消毒やバイオ苗の活用による健全苗の確保、抵抗性品種の導入、予防防除、排水対策、収穫後の早期耕うんなどを推進しました。

(5) 成果

令和7年産のさつまいもの作付面積は、農業者の高齢化等により前年比97%の9,240ha、収穫量は、基腐病対策の取組が進んだことから単収増となり、前年より700t増え、21万9,000tとなりました。

また、令和7年産の基腐病の症状が見られたほ場の割合は、県全体の作付面積の4.9%で、前年産(9.9%)より半減しました。

(6) 残った課題への対応

引き続き、さつまいも農家の確保・育成や省力機械の導入等を推進するとともに、さつまいもの増産を図るため、従来品種に比べ単収が多く、基腐病の抵抗性が強い「こないしん」「みちしずく」「コガネタイガン」の栽培推進や、集荷開始時期等のルール化、薬剤散布の徹底等による在ほ期間の確保に取り組めます。

ムツスジアシナガゾウムシへの対応

- さつまいもの病害虫の一つであるムツスジアシナガゾウムシは、平成 29 年度に奈良県で初めて被害が確認され、本県では、令和 5 年度に大隅地域で初めて確認されており、全国で 2 例目です。さつまいもでは、越冬成虫が植付直後に侵入し、葉やつるの食害による葉折れや欠株の被害が見られます。
- 令和 8 年度には、被害が拡大しているムツスジアシナガゾウムシの防除対策の確立に向けた実証の取組（ドローン等を活用した農薬散布による一斉防除）を支援し、さつまいもの安定生産を図ることとしています。



防除対策チラシによる周知

ウ 野菜

(7) 背景・目的

本県の野菜生産は、温暖な気象条件や南北 600 k m に及ぶ広大な立地を生かした冬春野菜の多品目生産や、産地間のリレー出荷等が特徴です。本県野菜の販売農家数は減少傾向にあり、作付面積、生産量も緩やかに減少しています。

また、人口減少に伴う食需要の減少や、中食・外食などの業務需要への対応が課題となっています。

このため、担い手確保による野菜産地の維持・拡大や、規模拡大・省力化等による低コスト安定生産体制の確立、加工・業務用等に対応できる野菜生産の推進を図る必要があります。

(イ) 取組状況

- a 施設野菜の生産安定を図るため、ピーマン、トマト、きゅうり、いちご等の果菜類を対象に、環境制御技術マニュアルの活用や研修会等の開催（45 回）を通じて、ハウス内の温湿度や炭酸ガス濃度等の制御により増収を図ることが可能な環境制御技術の導入を推進しました。
- b 露地野菜については、ばれいしょの重要病害虫であるジャガイモシストセンチュウに抵抗性をもつ県育成品種「しまあかり」の産地導入に向けたジャガイモシストセンチュウ対策研修会の開催（17 回）や、ごぼうの周年出荷による経営の安定化を図るため、連作障害等の実態把握や対策技術の構築を図りました。

さらに、県育成そらまめ新品種「はるのそら」の普及を推進するとともに、病害虫防除・草勢維持対策技術の普及に取り組み、まめ類の安定生産に向けた産地育成を支援しました。

- c 加工・業務用野菜の産地づくりを進めるため、加工・業務用向けのだいこん、キャベツ等を生産する大規模生産農家（7実施主体）等に対して、実需者ニーズに対応した作型安定技術の導入や、生産・流通コストの低減、契約取引に向けた取組を支援しました。
- d 農業者の経営安定を図るため、市場価格が低落した場合に補てん金が交付される国の「指定野菜価格安定制度」や「特定野菜価格安定制度」などを活用し、農業者へ補てん金を交付しました。



施設野菜研修会



ジャガイモシストセンチュウ対策研修会



「はるのそら」大規模展示ほ

(ウ) 成果

本県の令和6年の野菜作付面積は、16,387ha（対前年比96%）、生産量は約392千トン（同91%）となり、前年と比較すると、農業者の高齢化による担い手不足や高温による生育不良等の影響により、作付面積、生産量とも減少しました。

「はるのそら」の普及面積は令和7年度で2.1ha（対R6:1.5ha）となっています。

(エ) 残った課題への対応

引き続き担い手の確保による野菜産地の維持・拡大や、高品質で安心・安全な野菜生産の推進、計画的で継続性のある野菜生産出荷体制の確立に向けて取り組みます。

加工・業務用等に対応した産地育成や規模の拡大を図り、低コストで安定した生産体制の強化に取り組みます。

エ 果樹

(7) 背景・目的

果樹担い手の高齢化や後継者不足等による栽培面積の減少等で産地の生産基盤が弱まる中、担い手の確保や消費者から選ばれる高品質な果実を安定して生産・供給できる競争力のある産地づくりを進める必要があります。

(イ) 取組状況

高品質果実の生産と省力化を促進するため、国の果樹経営支援対策事業等を活用したたんかんや大将季等の優良品目・品種への改植等や小規模園地整備及び用水・かん水施設整備等を支援しました。

パッションフルーツの「つり上げ仕立て



マンゴー研修会の様子

法」やマンゴー収穫期の早進化技術の普及に向けて、農業者及び関係者を対象に現地検討会等（4回）を実施しました。

園地の活用・継承に向けて、各地域果樹産地協議会が中心となって、農業者への意向調査を実施しました。

(ウ) 成果

優良品目・品種への転換が図られ（23.1ha）、園内道や用水・かん水施設が整備されました（8.1ha）。

パッションフルーツの栽培面積が0.6ha増加（R3→R6）し、マンゴーの早進化技術に対する理解促進が図られました。

意向調査により、将来の経営面積の見通しや樹園地の取扱い、後継者の有無など産地の実態を把握しました。

(エ) 残った課題への対応

引き続き、競争力のある産地づくりのため、生産基盤の強化や高品質果実の安定生産に向けた取組を実施します。

また、樹園地継承の仕組みづくりに向けた取組を実施します。

オ 花き

(7) 背景・目的

花きの消費が業務用から家庭用に移行するなど、需要構造の変化に対応した新品目・品種の導入が必要です。

また、花きの需要低迷に対応するため、「かごしまの花」のPRや需要喚起のための取組が必要です。

(イ) 取組状況

需要が高く有望品目であるトルコギキョウの新規栽培者の確保や技術支援を行うとともに、収益性の高い生産体系の確立に向け、育苗に冷房施設を必要としない品種や二度切り栽培に適した品種等を選定しました。また、モデル経営の指標や新規栽培者に向けた栽培動画マニュアルを作成し、担い手の確保対策に取り組みました。



トルコギキョウ現地検討会の様子

需要喚起を図るため、県内の花き生産・流通関係団体と連携し、「フラワーフェスタ in かごしま 2026」や小学生を対象としたフラワーアレンジメント体験教室等を開催し、かごしまの花のPRや花育活動を実施しました。

(ウ) 成果

令和3年度取組開始から、トルコギキョウの栽培者が7戸増加（R6→R7：1戸増）し、作付面積が125a増加（R6→R7：38a増）しました。

「フラワーフェスタ in かごしま 2026」には、2日間で約1万5千人が来場、小学生へのフラワーアレンジメント体験教室には22校、731

名が受講しました。

(I) 残った課題への対応

引き続き、トルコギキョウ等の需要が高い有望品目の導入を進め、産地拡大を図るとともに、かごしまの花の魅力を伝える取組を実施します。

カ さとうきび

(7) 背景・目的

さとうきびは、台風などの気象災害に強く、種子島、奄美地域の約6割の農業者が生産しており、土地利用や輪作体系の観点からも、離島の基幹作物であり、製糖業とともに地域の雇用、経済を支える重要な役割を担っています。



「RK10-29」の生育状況（左：NiF8）

農業者の高齢化による離農が進む中、さとうきび産業を維持するために必要な面積・生産量を確保する必要があります。

(I) 取組状況

製糖工場の安定操業、農業者の所得向上を図るため、「さとうきび増産計画（第2期）」に基づき、機械導入等の支援による農作業受託組織の育成をはじめ、堆肥の投入などの地力増進や病害虫の適期防除、地域の条件に適した優良種苗の普及等による単収・品質の向上を推進しました。

また、令和7年度に第2期増産計画が終期を迎えることから、持続的なさとうきび産業に必要な生産量56万トンの確保を目標（R17年産）とした第3期増産計画を策定しました。

(ウ) 成果

令和7年産の生産量は、一部の地域で干ばつやイナゴ類の被害があったものの、台風等の大きな気象災害もなく、概ね順調に生育が進んだことから、生産量は61万1千トン（平年比117%）となりました。

また、収穫面積は9,624ha（平年比101%）、糖度は14.14度（平年差-0.03度）となりました。

(I) 残った課題への対応

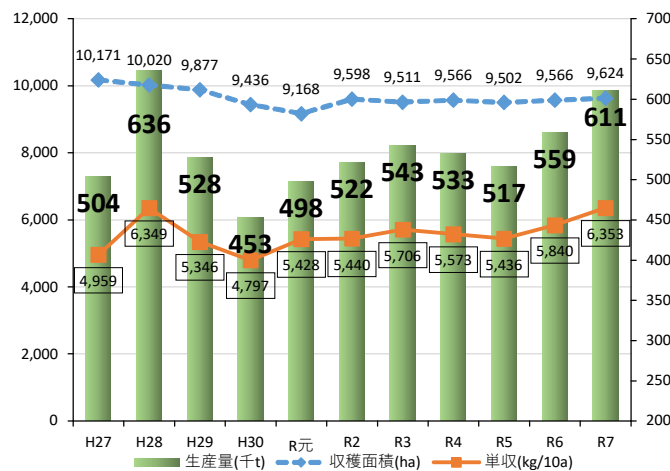
「さとうきび増産計画（第3期）」に基づき、担い手の育成や、労働力確保による作業体制の整備、スマート農業の導入による省力化・効率化を進めるとともに、優良品種の普及、病害虫防除等適期作業等の推進による単収と品質の向上を図ります。

さとうきび生産量が9年ぶりに60万トン超え

「さとうきび増産計画(第2期)」では、高齢化によりさとうきび農家が減少する中、作業受託組織の育成やハーベスタ等の機械導入による作業の省力化に取り組み、収穫面積を維持するとともに、優良品種「はるのおうぎ」の普及等により単収の向上を図りました。

これらの取組に加え、台風等の大きな気象災害もなかったため、令和7年産のさとうきび生産量は、平成28年の63万6千トン以来、9年ぶりに60万トンを超えました。

さとうきび生産の推移(H27～R7)



キ 茶

(7) 背景・目的

本県の茶業は、広大な畑地と温暖な気候を生かし、県内各地で栽培されており、高齢化等により栽培戸数は減少していますが、担い手への農地集積や経営の大規模化が進んでいることなどから、栽培面積・生産量ともに維持しています。また、本県は有機栽培茶やドリンク原料など、多様なニーズに対応した茶種の生産を行っています。

一方、少子高齢化に伴うリーフ茶の消費低下など国内市場が縮小する中、若年層や近年増加傾向にあるインバウンド観光客など、国内外の多様な消費者層の掘り起こしが必要となっています。

また、国内外の市場における更なる販路拡大を図るため、国内外の実需者ニーズにあった有機栽培茶やてん茶、紅茶など多様な茶種を生かして、ストーリー性を重視した商品づくり・PRによる認知度向上にも取り組む必要があります。

(イ) 取組状況

生産面においては、収益性の高い品種への改植、新植や抹茶の原料となるてん茶など多様な茶種への転換、有機栽培茶の生産拡大などに取り組みました。

販売面においては、「かごしま茶」の販路拡大に向けて、県内茶商等が行う営業活動や販路開拓等への支援、様々なイベントを通じて、若年層やインバウンドなどを含む多様な消費者層に向け、かごしま茶の魅力やお茶の楽しみ方などの情報発信に取り組みました。

また、輸出については、海外の需要が高いてん茶及び抹茶の加工施設等の整備や、国際見本市・商談会への出展、高品質・高付加価値商品の開発などを支援しました。

(ウ) 成果

令和7年産の荒茶生産量が、2年連続で、全国第1位となりました。

また、令和7年の有機栽培茶の栽培面積は全国シェアの約5割、てん茶の生産量も全国シェアの約4割を占めています。

輸出額については、前年比164%の103億7千万円と過去最高を更新しました。

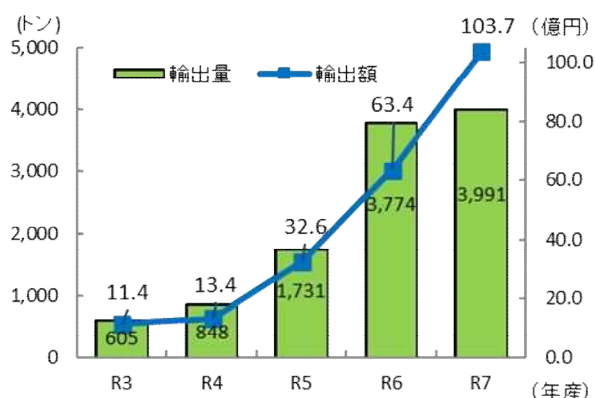
令和6年の茶の農業産出額（241億円）も、令和元年以来2度目の全国第1位となりました。

＜本県の茶栽培面積と荒茶生産量の推移＞

区 分		R3	R4	R5	R6	R7
面積 (ha)	本 県	8,300	8,250	8,140	8,150	8,040
	全国シェア	21.8%	22.4%	22.6%	23.2%	24.1%
	全 国	38,000	36,900	36,000	35,100	33,400
荒 茶 生産量 (t)	本 県	26,500	26,700	26,100	27,000	30,000
	全国シェア	33.9%	34.6%	34.7%	36.5%	39.9%
	全 国	78,100	77,200	75,200	73,900	75,100

資料：農林水産統計

＜本県の輸出量と輸出額の推移＞



資料：農産園芸課調べ

＜本県の茶の農業産出額＞

区分	R1	R5	R6	R6/R5
産出額(億円)	252	214	241	113%
茶(生葉)	163	140	157	112%
荒茶	89	74	84	114%
全国順位	1位	2位	1位	

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(I) 残った課題への対応

本県茶業の持続的な発展と競争力の一層の強化を図るため、かごし

ま茶の更なる振興に向けた取組の方向性や推進体制等をまとめた『『かごしま茶』振興ビジョン（仮称）』を策定します。

また、海外での需要が高い有機栽培茶の更なる生産拡大に向け、大きな負担となっている除草作業の省力化に資する農業機械の整備を支援します。

さらに、市場拡大が期待されるEU等においては、新たに設置する海外現地パートナーを活用したバイヤーとのマッチング支援や、商談後のフォローアップを行い新たな商流の構築を支援します。

日本一「かごしま茶」のPR

- 荒茶生産量が2年連続日本一になったことを契機に、「かごしま茶」の更なる認知度向上と販路拡大を図るため、令和8年3月にアミュ広場で開催した「かごしま茶」日本一達成記念感謝祭を皮切りに、4月から5月にかけて、鹿児島空港や博多駅において「新茶キャンペーン」を、あべのハルカス近鉄百貨店やアミュ広場において「かごしま新茶まつり」を開催しました。
- 県内外の主要な駅や空港において、デジタルサイネージを活用した広告の掲示や、県内観光地でのキッチンカーを活用したPR活動を行いました。
- クルーズ船の観光客を対象にマリンポートにおいては、「かごしま茶」の試飲や販売を随時実施したほか、抹茶の点て方や、石臼による抹茶挽きの体験等も行いました。



日本一達成記念感謝祭



キッチンカーを活用したPR



クルーズ船観光客へのPR

ク 葉たばこ

(7) 背景・目的

葉たばこは、経営計画が立てやすい作物であるとともに、野菜等との輪作など農地の高度利用等の観点からも重要な作物です。

農業者が意欲を持って生産に取り組めるよう、生産性向上による産地体制の強化を図り、高単収・高品質な葉たばこづくりを推進する必要があります。

(イ) 取組状況

県たばこ耕作組合等の関係団体と連携し、作業時間を低減できる少

わき芽品種の特性を踏まえた耕作技術の普及や、耕作技術研修会や県域での作柄検討会の開催などにより、基本技術の励行や個人及び産地間の耕作技術の平準化に取り組みました。

(ウ) 成果

令和 7 年産葉たばこ生産実績については、生育期間中が全体的に少雨傾向で、病害発生が軽微であったことから、10 a 当たり重量は前年を上回り（R6:225kg→R7:256kg）、1 戸当たり販売代金は前年比 108 %の 10,839 千円となりました。

(エ) 残った課題への対応

葉たばこ農家の経営安定を図るため、経営感覚に優れた担い手の確保・育成、耕作基本技術の実践の推進や、少わき芽性品種の栽培技術の確立などに取り組みます。

ケ 肉用牛

(7) 背景・目的

本県の肉用牛の飼養戸数は平成 27 年以降 10 年間で 3,470 戸減少し、令和 7 年は 5,530 戸、飼養頭数は平成 21 年の 376,200 頭をピークに平成 28 年には 319,100 頭まで減少しましたが、令和 7 年は 360,400 頭まで回復しています。



県肉用牛振興協議会ホームページ

肉用子牛価格や枝肉価格は回復傾向にありますが、生産資材価格の更なる上昇や物価高の影響により、依然として厳しい経営環境となっています。このような状況下で、肉用牛経営の安定を図り、生産基盤を維持・強化することが急務となっています。

そのため、県・市町村・JA等で組織する県肉用牛振興協議会を中心に、県下統一の指導体制のもと、生産性向上に向けて優良な繁殖雌牛の導入・更新や、牛舎等の整備、スマート畜産技術の導入等による労働負担軽減に取り組む必要があります。

(イ) 取組状況

県内各地域で行う、農業者研修会などを通じて優良繁殖雌牛更新加速化事業や家畜導入事業の活用を推進し、優良な繁殖雌牛の導入による生産基盤の強化を図りました。



農業者研修会

また、子牛育成飼養管理マニュアルを改訂し、県内肉用牛農家への普及を推進することで、子牛の適正出荷・商品性向上を図りました。

また、肉用牛経営安定対策補完事業や畜産クラスター事業等などの

各種補助事業を活用した牛舎等の整備に取り組みました。

(ウ) 成果

令和 7 年度は、優良繁殖雌牛更新加速化事業等を推進し、県内で 7,625 頭の優良繁殖雌牛を導入しました。また、肉用牛経営安定対策補完事業等を活用して 6 経営体で牛舎を整備しました。

県内の子牛出荷頭数は 87,200 頭で前年度並を維持しています。

(エ) 残った課題への対応

引き続き、肉用牛の生産基盤の維持・拡大に向けた取組を推進するとともに、更なる生産性向上のための取組を強化してまいります。

また、和牛のおいしさに係る脂肪の口どけや風味に関する成分（オレイン酸など）の向上など、引き続き取り組みます。

コ 乳用牛

(7) 背景・目的

本県の酪農家の飼養戸数は、平成 26 年の 221 戸から、令和 7 年には約 6 割の 124 戸に減少し、飼養頭数はピークであった平成 17 年の約 2 万頭から、令和 7 年には約 6 割の約 1 万 1 千頭に減少しています。一方、一戸当たりの飼養頭数は、令和 7 年には約 91 頭となり、平成 26 年の約 74 頭と比較して約 1.2 倍に増加し、経営の規模拡大が進展しています。



乳用牛の放牧

需要に見合った生乳生産を基本とし、生産基盤の強化による酪農経営の安定を図る必要があります。

(イ) 取組状況

畜産クラスター事業などを活用した規模拡大や後継牛確保に取り組むとともに、酪農家の労働負担軽減につながる酪農ヘルパーなど外部支援組織の強化や、スマート畜産技術の導入等を推進しました。

また、乳用牛生産基盤維持支援事業を活用し、県内で育成された優良な乳用育成牛を導入・確保する取組を支援しました。さらに、経営体質の改善・強化に取り組む酪農家を支援し、酪農家の生産意欲の向上を図り、本県酪農生産基盤の維持・強化を図りました。

令和 7 年度に北海道で開催された第 16 回全日本ホルスタイン共進会において、本県乳用牛と全国トップの乳用牛の改良の進捗を確認しました。

県内産牛乳の消費拡大を図るため、学校給食用牛乳の供給を推進し、6 月 1 日の「牛乳の日」を中心とした各種イベントや県広報媒体等を活用した PR 活動を行いました。

(ウ) 成果

- ・ 鹿児島県酪農生産基盤強化緊急支援事業により、各酪農家が経営取組の改善を図る取組を実施した結果、県内で 57 戸の酪農家が合計 3,030 トン増産し、本県の酪農生産基盤の維持・強化を図ることができました。
- ・ 第 16 回全日本ホルスタイン共進会において、本県乳用牛の改良の成果と全国の乳用牛の改良の進捗を確認し、今後の改良につなげることができました（本県出品牛が優等賞第 3 席入賞）。
- ・ 「牛乳の日」を中心とした各種イベント（牛乳の試飲会、酪農体験イベント、料理教室など）の開催を通じて、多くの県民に県内産牛乳の魅力を伝えることができました。

(I) 残った課題への対応

引き続き「改良促進」と「経営基盤」の 2 つの柱を推進するとともに、乳用牛改良増殖対策事業を継続し、牛群検定を活用した改良に取り組めます。また、強健で耐暑性、産乳能力の高い乳用牛の造成を図り、搾乳牛 1 頭あたりの乳量・乳質の向上と、長命連産性に重きを置いた乳用牛群の転換を図ります。

また、夏場の乳量を確保するため、夏場の繁殖技術の向上（暑熱対策）の徹底や、夏場の受精卵移植の推進による春産みの子牛の増加を図るとともに、収益性の確保のため、和牛の受精卵移植を推進します。

サ 豚

(7) 背景・目的

本県の養豚は、高齢化等により飼養戸数が減少しており、生産基盤の維持・強化に向けた取組を促進することが必要です。また、かごしま黒豚出荷頭数が減少しており、生産基盤の維持・拡大や高付加価値化に向けた取組を推進することが必要です。

(I) 取組状況

養豚経営の安定化に向け、肉豚経営安定交付金制度の生産者積立金の一部助成を行いました。また、かごしま黒豚の生産基盤の維持・拡大に向け、さつまいも添加飼料に係る経費の一部支援、系統豚飼養施設への設備導入等を行いました。さらに、県内外において、かごしま黒豚の P R 等を行うとともに、高付加価値化に向けたブランド戦略の策定等を行いました。



系統豚飼養施設への
家畜排せつ物処理設備導入

(ウ) 成果

- ・ 肉豚のと畜頭数は、約 251 万頭と概ね前年の水準を維持しています（R 7 年）
- ・ かごしま黒豚生産農場（70 農場）、子取り用雌豚頭数（約 1.2 万

頭)は、概ね前年の水準を維持しています(R7年)

- ・ 系統豚由来の種豚供給頭数は、2,547頭と概ね前年の水準を維持しています(R7年度)

(I) 残った課題への対応

引き続き、県内養豚生産基盤の強化に向けた取組を推進するとともに、「かごしま黒豚ブランド戦略」に基づいた高付加価値化につながる取組を行います。

首都圏イベントにおける「かごしま黒豚」PR

東京都で開催された消費者参加イベントに参加し、試食等を通じ、食味の良さや生産のこだわり等について情報発信し、首都圏における「かごしま黒豚」の認知度向上に努めました。



とんかつベス豚グランプリ

○ とんかつベス豚グランプリ

開催日：令和7年9月17日、24日、30日

場 所：東京都内（各日1会場：延べ3会場）



東京食肉市場まつり 2025

○ 東京食肉市場まつり 2025

開催日：令和7年10月18～19日

場 所：東京都中央卸売市場食肉市場

シ 採卵鶏

(7) 背景・目的

本県の採卵鶏は、今後、飼養戸数の減少が危惧されることから、生産基盤の維持・強化に向けた取組を促進するとともに、卵価低迷時における経営の安定を図ることが必要です。

(I) 取組状況

畜産クラスター事業を活用し、規模拡大に必要なウインドレス鶏舎等の施設整備を推進するとともに、卵価低迷時の価格差補てんを行う鶏卵生産者経営安定対策事業の生産者積立金の一部を助成しました。



ふ化場の様子

(II) 成果

鶏卵生産量は、約17万tと前年と比較しやや減少しています(R7)。

(I) 残った課題への対応

引き続き、鶏卵生産者の生産基盤の強化や経営安定に向けた取組を推進します。

ス 肉用鶏

(7) 背景・目的

本県の肉用鶏は、今後、飼養戸数の減少が危惧されることから、生産基盤の維持・強化に向けた取組を促進するとともに、鶏肉価格低迷時における経営の安定を図ることが必要です。また、かごしま地鶏（さつま若しゃも、さつま地鶏、黒さつま鶏）については、高付加価値化に向けた認知度向上や販路拡大を図ることが必要です。

(イ) 取組状況

畜産クラスター事業を活用し、規模拡大に必要なウインドレス鶏舎等の施設整備を推進するとともに、価格低迷時の損失補てんを行うブロイラー価格安定基金の生産者積立金の一部を助成しました。



令和7年度県地鶏振興協議会研修会

また、かごしま地鶏については、県地鶏振興協議会が大阪府で開催された展示商談会に参加し、試食宣伝などのPR活動を行ったほか、生産性向上に向けた研修等を開催（1回、24人）しました。

(ウ) 成果

令和7年度のブロイラー契約羽数は約1億5,300万羽と概ね前年の水準を維持しています。また、かごしま地鶏については、認知度向上や販路拡大に一定の成果（R7商談：25件）が得られました。

(エ) 残った課題への対応

引き続き、ブロイラー生産者の生産基盤の強化や経営安定に向けた取組を推進するとともに、展示商談会やPR活動等を通じて、かごしま地鶏の高付加価値化に向けた認知度向上と販路拡大を推進します。

FOOD STYLE Kansai 2026 出展状況

- 県産地鶏のブランド力向上と認知度向上・販路拡大を図るために大阪で開催された展示商談会に出展し、かごしま地鶏（さつま若しゃも、さつま地鶏、黒さつま鶏）の美味しさや特徴を紹介することで、かごしま地鶏の認知度向上及び販路拡大に努めました。



出展ブース①

- 本取組を通じて、約 2.5 万人の来場者に対する P R や 23 件の商談、見積依頼 2 件につながるなど、かごしま地鶏の認知度向上と販路拡大に一定の成果が得られました。



出展ブース②

開催日：令和 8 年 1 月 28 日～29 日

場 所：インテックス大阪（大阪府）

主 催：FOOD STYLE Kansai 実行委員会

来場者：約 2.5 万人（2 日間計）

セ 養蜂

(7) 背景・目的

養蜂は蜂蜜生産だけでなく農作物の受粉を助け、作物栽培に重要な役割を果たしています。一方で、近年、蜜源植物の植生面積の減少等により、蜜源が年々減少していることから、蜜源の確保に向けた取組を促進することが必要です。



レンゲ畑

(イ) 取組状況

蜜源の増殖に向け、県養蜂協会を通じて、農業再生協議会や県養蜂協会支部等に対し、レンゲ種子購入費の一部助成を行いました。

(ウ) 成果

令和 7 年度のれんげの蜜源面積が増加（前年度比 111%）し、蜜源の確保に寄与しました。

(エ) 残った課題への対応

引き続き、養蜂家の経営安定や花粉交配用蜜蜂の安定供給に資するため、蜜源作物の作付け促進により、蜜源の確保に向けた取組を行います。

ソ 共同利用施設の再編集約・合理化

(7) 背景・目的

耕種部門における共同利用施設の老朽化や、担い手の減少により、生産基盤の脆弱化が懸念されています。老朽化施設の更新が進まない場合、施設の持つ本来の処理能力を発揮できないだけでなく、維持・修繕費が大きな負担となるなど、農業経営に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進める必要があります。

(イ) 取組状況

令和7年度は、11取組主体に対し、農産物処理加工施設や集出荷貯蔵施設等の再編集約・合理化の取組を支援しました。

(ウ) 成果

老朽化した共同利用施設等の再編集約・合理化を支援し、輸向向け出荷量の増加や労働生産性の改善等に向けた体制整備が図られました。

(エ) 残った課題への対応

国事業の終期となる令和11年度に向けて、当該事業の目的や内容等について各産地への周知徹底を図るとともに、要望調査を実施し、県内における取組計画の早期把握に努めます。

また、事業活用を検討しながらも制度への理解が十分でない農業者団体等に対しては、合意形成が円滑に図られるよう指導するとともに、国と連携した個別相談会を実施するなど、申請手続きの円滑化に向けた支援を行います。



JA あおぞら茶工場の再編集設

(4) 加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立及び需要に対応した加工食品の開発等

ア 背景・目的

県産農林水産物の高付加価値化と農林漁業者の所得向上を図るため、農林漁業者による6次産業化の取組を促進するとともに、商品開発から販路開拓まで一貫した支援を行い、地域資源を活用した「稼ぐ力」の強化を図る必要があります。

イ 取組状況

鹿児島地域資源活用・地域連携サポートセンターを設置し、専門家による経営改善戦略の作成・実現支援や、商品開発等に関する助言・指導を実施しました。

新たに6次産業化に取り組む事業者を対象とした人材育成研修会を開催（4回、119人参加）し、事業化に必要な知識・ノウハウの習得を支援しました。



サポートセンターによる
プランナー派遣支援状況

バイヤーとの商談会（1回、24事業者参加）や試食販売機会の提供（2回、21事業者参加）を実施し、販路開拓を支援しました。

県内および首都圏で6次産業化商品の販売を実施することで、消費者ニーズの把握や商品の認知度向上を図りました。

ウ 成果

鹿児島地域資源活用・地域連携サポートセンターにおける専門家による伴走支援により、支援対象事業者13者のうち8者が販売先の拡大、試作品の商品化、パッケージデザインの改善など、今後のステップアップにつながりました。

また、商談会や販売機会の提供により、参加した16業者のうち10業者の商談が成立し、販路開拓につながりました。

エ 残った課題への対応

6次産業化の取組を持続的な経営につなげるためには、商品力のさらなる向上や継続的な販路確保、事業者の経営力・販売力の強化が必要です。このため、引き続き専門家による伴走支援を行うとともに、商品ブラッシュアップや販路開拓支援、バイヤーとのマッチング機会の充実など、事業者の成長段階に応じたきめ細かな支援を実施していきます。

（５）県内産農畜産物等の付加価値向上、販路拡大、流通の効率化等

ア 背景・目的

県内産農畜産物等の付加価値、販路拡大を図るためには、県の育成品種や希少性などの強みを有する県内産農畜産物を「高付加価値産品」に位置づけて、ブランド力の向上に向けた取組や、県内外での各種フェアの開催など継続的な販売促進活動が必要です。

また、本県が消費地から遠いという地理的条件を踏まえ、流通の効率化や長距離輸送・貯蔵に対応できる技術開発を図ることが必要です。

イ 取組状況

（ア）高級果物店等で「かごしまフェア」を開催したほか、本県のシンボルとなりうる高付加価値産品を創出するため、市場調査や有識者等を交えた検討を行いました。

（イ）県内外の量販店等と連携し、年間を通じた切れ目のない「かごしまブランド産品」をはじめとする農畜産物等の売り場づくりに取り組みました。

また、和牛日本一鹿児島応援店及び販売指定店（鹿児島黒牛、かごしま黒豚）、かごしま茶販売協力店の拡大、地理的表示保護制度の活用などを通じて、県内外の販路拡大に向けた継続的な販売促進活動に取り組みました。



高級果物店でのフェア



量販店での売場づくり

（ウ）卸売市場を対象に流通の効率化に関するニーズの把握に取り組みました。また、大隅加工技術研究センターにおいて、長距離輸送・貯蔵に向けた鮮度維持技術の開発に向けて取り組みました。

ウ 成果

（ア）高級果物店等でのフェアの開催により高品質または希少性の高い果物の認知度向上や消費拡大が図られ、県産高付加価値産品のシンボルとなりうる産品群を 11 品目選考し、併せて、今後の県の具体的な戦略や行動の基となる「産地づくり方針・PR 方針」を策定しました。

（シンボリック産品群（11 品目）：きんかん、たんかん、パッションフルーツ、桜島小みかん、ピタヤ、アボカド、大将季、茶、地鶏、さつまいも、沖永良部産きくらげ）

また、「かごしまブランド産品」をはじめとする農畜産物等の販売促進が図られ、かごしまブランド産品販売額が令和元年度比 106 %（R6）となりました（R9 目標 111%）。

(イ) 応援店や協力店の拡大を通じて、販路拡大が図られました。

【応援店・販売指定店の状況】

- ・かごしまブランド販売指定店：17 社（県内 12 社、県外 5 社）
- ・「和牛日本一鹿児島応援店」：345 店舗
- ・販売指定店：1,122 店舗（黒牛：692 店、黒豚：430 店）
- ・「かごしま黒豚」販売指定店：117 店舗
- ・かごしま茶販売協力店：352 店舗

(ウ) さつまいもの貯蔵時の腐敗抑制効果や、亜熱帯果実の貯蔵温度等による品質劣化抑制効果の確認を行いました。

エ 残った課題への対応

(ア) 高級果物店等での「かごしまフェア」の開催や、シンボリック商品の創出に意欲的な生産者組織等の取組を支援することで、県産農畜産物のプレミアムブランドを構築し、ひいては、県産農畜産物全体のブランド力の向上及び販売促進を図ります。

(イ) 県内外の量販店において各種フェアを開催し、販路拡大に向けた継続的な販売促進活動に取り組めます。

(ウ) 物流合理化や業務改善など、流通の効率化につながる取組を支援します。また、長距離輸送・貯蔵に向けた鮮度維持技術の開発に向けて、引き続き研究・実証を進めます。

「和牛日本一鹿児島」のPR

○ 東京食肉市場まつり 2025

令和7年10月18日、19日に東京都中央卸売市場食肉市場において開催された「東京食肉市場まつり 2025」に、鹿児島県として初めて協賛し、首都圏の食肉事業者や消費者等の来場者（2万5千人/2日間）に「和牛日本一鹿児島」をPRしました。

【実施内容】

- (1) 県産和牛製品の販売
- (2) 「鹿児島黒牛」・「かごしま黒豚」しゃぶしゃぶの振る舞い
各 800～1,000 食/日（2日間）
- (3) イベントステージにおける県産品のゲスト試食
18日「前園真聖さん」、19日「宮下純一さん」
- (4) 県産品・観光PRコーナー
畜産加工品、水産加工品、焼酎等の販売や荒茶日本一の百円茶屋

○ 和牛日本一鹿児島応援店

県産和牛を積極的に提供している飲食店等を「和牛日本一鹿児島応援店」として登録しており、登録店舗数は425店舗（R8.7.1時点）となっています。

令和7年度には、飲食店情報を掲載した応援店マップ（紙媒体・デジタルパンフレット）を作成・配布し、県内外で広くPRしました。

また、応援店に対して、ロゴマークを活用したPR資材の作成や、PR活動等の支援を行いました。



「和牛日本一鹿児島」



ロゴマーク



「和牛といえば、
鹿児島県産。」

ポスター

東京食肉市場まつり 2025

(6) 県内産農畜産物等の輸出促進

ア 背景・目的

国際的な経済連携協定等によるグローバル市場の出現を新たなビジネスチャンスと捉え、県産農林水産物の更なる輸出拡大に向けた指針となる「県農林水産物輸出促進ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を平成30年3月に策定し、令和7年度の輸出目標額約500億円の実現に向け、戦略的な取組を展開する必要があります。

イ 取組状況

ビジョンの実現に向けて、輸出重点品目、輸出重点国・地域を明確にした上で、「つくる」、「あつめる・はこぶ」、「うる」の3つの視点から戦略的な取組を展開することとし、更なる輸出拡大に向けて、「生産・流通体制」と「販売力」の強化に取り組んでいます。

(ア) 「つくる」

a 畜産

畜産クラスター事業による畜舎等の整備（5件）や優良繁殖雌牛更新加速化事業等による肉用牛繁殖雌牛の増頭や優良雌牛の導入を図り、生産基盤の維持・強化に取り組んでいます。



畜舎の整備

また、輸出相手国が求める食肉供給体制を確立するため、食肉処理高度化緊急特別対策事業を活用し、食肉加工施設・設備の整備（3件）を支援しました。

b お茶

海外での需要が高い抹茶に適した品種「せいめい」の産地化に向け、面積の拡大や現地実証活動による高品質安定生産技術の普及等に取り組んでおり、令和7年度の栽培面積は前年から約15ha増加し、約135haとなっています。



茶品質の検討

また、更なる輸出拡大を図るため、てん茶・抹茶加工施設等の整備促進や有機栽培茶の生産技術の普及を行いました。

c 青果物

青果物等については、輸出に意欲のある県内農業者の生産体制構築を支援するため、さつまいも生産者の有機JAS認証取得、出荷用段ボール資材の作成などを支援しました。

また、海外の規制やロット等のニーズに対応可能な輸出産地の形成を図るため、さつまいもの有機栽培への転換やキャベツの品種

リレーによる出荷時期の拡大を支援しました。

(イ) 「あつめる・はこぶ」

志布志港からの青果物の持続的な輸出スキームの構築に向け、志布志港から船舶で香港に向かうルートでの輸出と、博多港から船舶で香港に向かうルートでの輸出で鮮度面、物流コスト面、リードタイム面、利便性における比較輸送を実施しました。

(ウ) 「うる」

a 畜産

牛肉の輸出の拡大が見込まれる国・地域へ鹿児島和牛（KAGOSHIMA WAGYU）を売り込むため、鹿児島県食肉輸出促進協議会として米国及び台湾の食品展示会に出展し、来場したバイヤー等に鹿児島和牛のPR・商談を行いました。また、海外でのカット技術者の派遣や料理学校におけるPR等の取組により、多様な部位の需要拡大を図りました。

また、海外における「KAGOSHIMA WAGYU」販売指定店制度の登録推進を行いました。



展示会への出展

b お茶

海外での認知度向上や販路拡大に向けて、海外バイヤー向けPRパンフレット、抹茶サンプル等を作成し、国際見本市に出展しました。

また、訪日観光客に対するPR活動や、県内茶商等が行う海外向け商品開発や海外商談会への出展等への支援、さらに、今後、市場拡大が期待されるEU等における現地パートナーを選定しました。



商談会への出展

c 青果物等

現地小売店等と連携した県産農畜水産物の海外フェアを行いました。香港やシンガポール、台湾では、さつまいもやきんかん、和牛等による試食宣伝販売により、認知度向上に繋がりました。フランスでは、さつまいもや和牛、抹茶、ブリ等を使用したメニューの開発及び試食宣伝販売を実施し、参加者から好評を得ました。



フランスでの
試食会の様子

また、国内での商談会・展示会等への出展や、農業者や集出荷業者による海外営業活動支援等を行いました。

d その他

(a) 「G F P 鹿児島」を活用した輸出促進

令和5年度に設置した官民一体となった輸出推進体制「G F P 鹿児島」を活用し、輸出促進セミナーや商談会を開催、輸出に意欲的な農業者等の掘り起こしや輸出に向けた伴走支援を行いました。



セミナーの様子

(b) 統一ロゴマークを活用したPR

平成31年3月に作成した「県産農林水産物輸出用統一ロゴマーク」の商標登録を海外11か国・地域に出願し、11か国・地域で登録されています。

統一ロゴマークは、輸出事業者の販売商品等に活用されているほか、PR資材にも積極的に表示し、海外のバイヤーや消費者への積極的なPRに取り組みました。



ウ 成果

令和7年度の県産農林水産物の輸出額は、約113億円増の約584億円となり、農林水産物全ての部門で輸出額が増加し、5年連続で平成23年度の公表開始以降最高額を更新しました。



エ 残った課題への対応

人口減少や高齢化に伴い、日本の食市場は長期的に縮小することが見込まれる中、農林水産業を維持・発展させるためには、輸出を更に拡大し、海外から稼ぐ力を強化する必要があります。そのためには、①海外のニーズに対応できる生産・輸出体制等の構築、②生産・輸送コストの低減、③高品質流通技術の開発・普及、④動植物検疫や認証基準への対応、⑤海外での認知度向上、⑥市場の不確実性に対応するための輸出先の多角化等に取り組む必要があります。

これらの課題に対応するため、令和 8 年 3 月に作成した「南の宝箱 鹿児島」輸出拡大ビジョンに基づき、「つくる」「あつめる・はこぶ」「うる」の 3 つの視点から、各種取組を進めます。

(ア)「つくる」

輸出向け農業者の確保・育成による裾野の拡大、スマート農業技術等による生産コストの低減、輸出先国のニーズに対応した生産・加工品の開発、国際水準の認証取得、施設設備支援などを行います。

(イ)「あつめる・はこぶ」

輸出集荷組織の育成、混載等による輸送コストの低減、県内港湾・空港の活用など効率的な輸出物流の構築、鮮度保持技術の研究・開発の推進などを行います。

(ウ)「うる」

商談会等への参加やバイヤー招へい等による商談機会の創出・販路拡大、海外での販売促進活動、本県の食文化の積極的な海外発信、輸出先の多角化推進、インバウンド向けの県産品の魅力発信などを行います。

「南の宝箱 鹿児島」輸出拡大ビジョンの策定

- 平成 30 年 3 月に策定した「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン」が終期を迎えることを踏まえ、令和 8 年 3 月に新たに「『南の宝箱 鹿児島』輸出拡大ビジョン」を策定し、令和 12 年度の輸出目標額を約 800 億円と設定しました。
- 新たなビジョンの主な変更点として、対象品目に「加工食品」を追加したほか、輸出重点国・地域については、シンガポール、タイにベトナム、マレーシア等を加えて「ASEAN 諸国」として整理するとともに、中東地域（UAE 等）、インドを「今後輸出拡大が期待される国・地域」として新たに追加し、輸出品目や輸出先国の多角化を推進することとしました。

(7) 観光産業及び外食産業との連携による県内産農畜産物等の利用促進

ア 背景・目的

県産農畜産物等の一層の利用促進のためには、農業と観光産業及び外食産業との連携を図る必要があります。

イ 取組状況

(7) 農家民宿や、体験型教育旅行を受け入れる農家民泊等の受入体制を強化するため、観光関連含む関係団体と連携し、農泊実践者の育成、安心・安全な受入体制整備、インバウンドの受入拡大に向けた研修会の開催や、アドバイザー派遣による農家民宿の開業支援等を実施しました。

(1) 首都圏の高級ホテルや高級スーパー等において、和牛をはじめ、鹿児島県の魅力ある農産物を活用した「和牛日本一鹿児島フェア」を開催しました。



和牛日本一鹿児島フェアメニュー

ウ 成果

(7) 令和7年は農家民泊270軒（対前年比108%）で、5,157人（対前年比115%）の生徒を受入れました。

また、令和7年の新規農家民宿数は4軒で、前年より2軒増加しました。

(1) 首都圏の高級ホテルや高級スーパー等における県産和牛を使用したメニューや惣菜の販売により、県産和牛のブランド力の向上及び利用促進を図り、「ホテルニューオータニ」での通常メニュー化が実現しました。

エ 残った課題への対応

県産農畜産物等を活用した飲食店でのフェアの開催や、体験型教育旅行受入促進、農家民宿開業の促進につながる研修会の開催など、農業と観光産業及び外食産業における連携を図り、県産農畜産物等の一層の利用を促進します。